

滝発電所の電力供給契約

プロポーザル実施要領

令和 5 年 7 月

岩手県企業局

この「プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県企業局（以下「企業局」という。）が実施する「滝発電所の電力供給契約」（以下「本契約」という。）に係る契約候補者の選定に関して、プロポーザルに参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 契約の締結

契約候補者の選定は、公募型プロポーザル方式によるものであり、提案内容の審査により契約候補者を選定し、資料2「仕様書等」に掲げる内容について、企業局と契約候補者が協議のうえ、契約を締結するものである。

2 概要

（1）契約名称

滝発電所の電力供給契約

（2）契約内容

資料2「仕様書等」のとおり。

なお、運用方法等を記載した「仕様書（詳細版）」については、参加資格が認められた者にのみ開示する。

（3）契約期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とする。

3 技術提案を求める内容

資料3「技術提案書等作成要領」のとおり。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を参加申込み時点で全て満たすものとする。

参加は複数の構成員による共同提案グループ（以下「グループ」という。）でも可能とするが、この場合、（2）の要件についてはグループとして満たし、その他の要件についてはグループの全構成員が満たすものとする。また、あらかじめ、グループの代表者等を定めることとし、代表者は、当該プロポーザルに関するグループの取り纏めや手続等を担当するものとする。なお、契約締結後は、グループの構成員は共同連帯して契約内容を履行し、代表者は、企業局との各種手続を代表して行うものとする。

〔参加資格要件〕

- （1）電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- （2）契約期間を通じて年間基準電力量を超える岩手県内の電灯電力等需要への供給計画を有する者であること。

【電灯電力等需要への供給計画】

電気事業法第 29 条第 1 項の規定に基づき経済産業大臣に届け出た直近の供給計画における需要電力量のうち、岩手県内分としてプロポーザルの参加者が提示するもの

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項の規定により再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項の規定により更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和義法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立てをされていない者であること。
- (6) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (8) 参加申込書類の提出の日から契約候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (9) (8) に規定する期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。
- (10) 小売電気事業登録において、主たる営業所が岩手県内にあること。

5 提出書類の提出先及び問い合わせ先（事務局）

担当者 岩手県企業局業務課 電気担当
住 所 〒020-0023 岩手県盛岡市内丸 11 番 1 号
盛岡地区合同庁舎 6 階
電 話 019-629-6398
F A X 019-629-6404
E-mail EB0003@pref.iwate.jp

6 プロポーザルに関する手続き

(1) プロポーザル公告

令和5年7月19日(水)

(2) 関係書類(様式)の入手方法

ア 岩手県企業局ホームページ(ダウンロード)

<https://www.pref.iwate.jp/kigyokyoku/event/index.html>

イ 「5 提出書類の提出先及び問い合わせ先(事務局)」の場所

(3) 関係書類の提出方法

ア 持参の場合

持参の場合は、提出期限の日時まで直接提出すること。なお、受付時間は、閉庁日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ 郵送の場合

郵送の場合は、封筒表に関係書類の名称を朱書きし、提出期限の日時まで必着のこと。

ウ 電子メール又はFAXの場合

電子メール又はFAXの場合は、提出期限の日時まで必着のこと。

(4) 本契約及びプロポーザルに関する質問の受付・回答

ア 提出期限

令和5年7月26日(水) 午後5時必着

イ 質問方法

原則、電子メール又はFAXにより提出すること。

ウ 提出書類

様式1-1「プロポーザル実施要領等に関する質問票」

エ 回答方法

受け付けた質問については、令和5年8月1日(火)までに、電子メールにて質問者宛て回答するとともに、岩手県企業局ホームページに掲載する。

オ 参加資格が認められた者に対する質問の受付・回答

参加資格が認められた者(以下「参加者」という。)については、参加資格確認結果通知後においても、質問を受け付ける。なお、受付期間、質問方法、提出書類、回答方法等については、参加資格確認結果通知書により通知する。

(5) 参加申込書類の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加申込書類を提出すること。

ア 提出期限

令和5年8月3日(木) 午後5時必着

イ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

ウ 提出書類

様式1-2「プロポーザル参加申込書」

様式 1-3「参加資格確認表」

[添付資料 1] 契約期間を通じて年間基準電力量を超える岩手県内における電灯電力等需要への供給計画を有することが分かる添付資料（供給計画等）（必須）

エ 参加資格の確認

- ・ 参加資格の確認結果は、令和 5 年 8 月 9 日（水）までに文書により通知する。
- ・ 企業局は、参加資格が認められた者に対して、運用方法等を記載した「仕様書（詳細版）」を開示する。

オ 留意事項

- ・ 提出期限までに参加申込書類を提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加することができない。
- ・ 参加申込書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者の提案を無効とすることがある。
- ・ 参加者は、下記「7 契約候補者の選定方法等に関する事項」に定めるプロポーザルの実施日までに参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。
- ・ グループによる参加の場合、参加申込書類提出以降は構成員の変更を認めない。変更があったときは、グループ構成員の全員が参加資格を失う。
- ・ 重複参加（単独及びグループでの参加又は複数のグループでの参加）は認めない。

（6）参加資格が認められなかった者に対する説明

確認の結果、参加資格が認められなかった者は、企業局に対して、文書（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和 5 年 8 月 23 日（水） 午後 5 時必着

イ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

ウ 提出書類

任意様式

エ 回答方法

企業局は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対して、文書によりその理由を回答する。

（7）技術提案書等の提出

参加者は、次により技術提案書等を提出すること。

ア 提出期限

令和 5 年 9 月 6 日（水） 午後 5 時必着

イ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

また、提出した資料を「7 契約候補者の選定方法等に関する事項」の「（2）審査委員会の開催（プレゼンテーションを含む）」に記載のパソコン及びプロジェクタ

一等の機材を使用して説明する場合は、使用するデータを電子メールにより提出すること。

ウ 提出書類

資料3「技術提案書等作成要領」に掲げる書類

エ 留意事項

- ・ 参加者1者（グループにあつては、1グループ）につき1提案とする。
- ・ 技術提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- ・ 参加資格が認められなかった者又は次のいずれかに該当する技術提案は無効とする。

（ア） 提出期限を過ぎて提出された提案

（イ） 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

（ウ） 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

（エ） その他プロポーザルに関する条件に違反した提案

（8）プロポーザルへの不参加

参加者は、「7 契約候補者の選定方法等に関する事項」に定めるプロポーザルに参加しない場合は、次によりプロポーザル参加辞退届を提出すること。

ア 提出期限

令和5年9月6日（水） 午後5時必着

イ 提出方法

持参により提出すること。

ウ 提出書類

様式1-4「プロポーザル参加辞退届」

エ 留意事項

プロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降、企業局が実施する他の企画競争等について不利益な取扱いを受けることはない。

（9）失格となった者に対する通知

技術提案書に記載された契約単価が最低単価（非公表）を下回った者は、失格となり、審査委員会（プレゼンテーション）に参加することができない。

企業局は、失格となった者に対して、令和5年9月11日（月）までに文書により通知する。

7 契約候補者の選定方法等に関する事項

（1）契約候補者の選定方法

参加者の技術提案の審査は、資料4「プロポーザル審査要領」に基づき、審査委員会において行う。

(2) 審査委員会の開催（プレゼンテーションを含む）

ア 開催日

令和5年9月13日（水）予定 ※ 時間及び場所はおって連絡する。

イ 開催方法等

- ・ 審査は、参加者から提出された技術提案書に基づいて実施する。なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びプロジェクター等の使用を可とする。
- ・ パソコン及びプロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に連絡すること。
- ・ プレゼンテーションの順番については、「6（7）技術提案書等の提出」に掲げる書類の提出があった順とする。
- ・ プレゼンテーションの時間は、1者（グループにあっては、1グループ）当たり50分程度（説明20分、質疑応答30分）とするが、参加者数により調整する。
- ・ プレゼンテーションの出席者は、1者（グループにあっては、1グループ）2名までとする。

(3) 契約候補者の決定

資料4「プロポーザル審査要領」に基づき審査委員会が行った審査の結果を踏まえ、企業局が決定し、その結果を令和5年9月20日（水）までに参加者に通知するとともに、企業局のホームページに掲載する。

8 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

企業局契約規程（平成6年3月31日岩手県企業局管理規程第14号）に基づき判断する。

(3) 契約内容及び仕様書

契約内容及び仕様については、契約候補者と企業局が協議のうえ、決定する。

(4) グループと契約する場合の契約形態について

グループの構成員全員との連名契約とする。

(5) 供給条件（契約書(案)第3条第1項）の達成が困難となった場合の対応

契約書(案)第3条第1項に規定する供給条件の達成が困難となった場合、同条第2項に基づく提出書類を基に、協議のうえ、第18条に基づく供給条件の変更又は第24条第1項第8号に基づく契約の解除を行うことになる。

また、次回プロポーザルにおいて審査の参考とすることがある。

(6) 契約解除（契約書(案)第24条）について

グループと契約する場合は、第24条の規定はグループ構成員のいずれかが該当する場合に適用する。

また、次回プロポーザルにおいて審査の参考とすることがある。

9 公正なプロポーザルの実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、プロポーザルの実施に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に技術提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、契約候補者の選定前に、他の参加者に対して技術提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が企業局に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとする。
- イ 提出書類は、返却しないものとする。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

(2) プロポーザル参加に要する経費について

プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) スケジュール（予定）

- | | | |
|---|-------------------|--------------------------|
| ア | プロポーザル実施要領等の公表 | 7月19日（水）（質問票・参加申込書類受付開始） |
| イ | 質問票の提出期限 | 7月26日（水） |
| ウ | 質問に対する回答期限 | 8月1日（火） |
| エ | 参加申込書類提出期限 | 8月3日（木） |
| オ | 参加資格確認結果通知 | 8月9日（水） |
| カ | 技術提案書等提出期限 | 9月6日（水） |
| キ | 審査委員会（プレセッションを含む） | 9月13日（水）予定 |
| ク | プロポーザル結果通知 | 9月20日（水）予定 |
| ケ | 契約締結 | 10月以降 |

※ 現在の予定であり、変更の場合は、その都度別途通知する。

(4) その他

参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

【様式1-1】

岩手県企業局業務課電気担当 あて FAX: 019-629-6404

会社等名称	
担当部署等	
担当者名	
電子メールアドレス	
連絡先電話番号	
連絡先FAX番号	

「滝発電所の電力供給契約」
プロポーザル実施要領等に関する質問票

No.	資料名称	該当頁 該当行	質問内容
1			
2			
3			
4			

※ 提出期限内に、原則、電子メール又はFAXで提出のこと。

期限（7月26日（水）午後5時）を過ぎたものは受け付けません。

[メールアドレス：EB0003@pref.iwate.jp /FAX:019-629-6404]

岩手県企業局長 中里 裕美 様

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

印

プロポーザル参加申込書

下記契約の契約候補者選定に係るプロポーザルに参加したいので申し込みします。

なお、本申込書の内容について事実と相違ないこと、及びプロポーザル実施要領4の参加資格を満たしていることを誓約します。

記

1 契約名 滝発電所の電力供給契約

2 申込者

郵便番号		—	
所在地			
フリガナ 商号又は名称			
フリガナ 代表者職氏名			
電話番号		F A X 番号	

3 担当者連絡先

所属部署等

担当者氏名

電話番号等

電 話

F A X

E-mail

※ 共同提案グループにあっては、グループ代表者を一番上として、連名で提出してください。（「住所、商号又は名称、代表者職・氏名、印」及び「2 申込者」欄は必要数追加してグループ構成員全てについて記載・押印してください。）

参加資格確認表

商号又は名称	
本店所在地	
小売電気事業者登録番号	
小売電気事業者登録年月日	
契約期間の 岩手県内における 供給計画	令和6年4月～令和7年3月の計画 [MWh] 令和7年4月～令和8年3月の計画 [MWh] 令和8年4月～令和9年3月の計画 [MWh] 参考：年間基準電力量 2,596MWh ※契約期間を通じて年間基準電力量を超える岩手県内における 電灯電力等需要への供給計画を有することが分かる添付資料 (供給計画等) (必須) を別途添付すること。[添付資料1]
参加資格要件 確認事項	<input type="checkbox"/> 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。 <input type="checkbox"/> 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。 <input type="checkbox"/> 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法(大正11年法律第72号)第12条の規定による和議開始の申立てをされていない者であること。 <input type="checkbox"/> 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。 <input type="checkbox"/> 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。 <input type="checkbox"/> 参加申込書類の提出の日から契約候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準(平成23年10月5日出第116号)に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。 <input type="checkbox"/> 参加申込書類の提出の日から契約候補者を選定するまでの期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成7年2月9日建振第281号)、建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成18年6月6日建技第141号)、物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成12年3月30日出総第24号)などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。

※ 参加資格要件確認事項は、要件を満たしている場合に□にチェックマークを記入してください。共同提案グループにあっては、構成員全員分を提出してください。

【様式1-4】

令和 年 月 日

岩手県企業局長 中里 裕美 様

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

印

プロポーザル参加辞退届

「滝発電所の電力供給契約」の契約候補者選定に係るプロポーザルについて、参加申込書類を提出しましたが、都合により参加を辞退します。

※ 共同提案グループにあつては、グループ代表者を一番上として、連名で提出してください。（「住所、商号又は名称、代表者職・氏名、印」欄は必要数追加してグループ構成員全てについて記載・押印してください。）

滝発電所の電力供給契約

仕様書等

令和 5 年 7 月

岩手県企業局

この「仕様書等」(以下「仕様書」という。)は、岩手県企業局(以下「企業局」という。)が実施する「滝発電所の電力供給契約」(以下「本契約」という。)に関して、企業局が、契約する事業者(以下「受注者」という。)に要求する概要や仕様を明らかにするものである。

1 本契約の概要

(1) 契約名称

滝発電所の電力供給契約

(2) 対象発電所

別紙1のとおり。

(3) 年間基準電力量

2,596MWh

(4) 電力供給期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

(5) 最低単価

契約単価(非化石価値を含む。)については、企業局が設定する最低単価(非公表)を下回った場合は失格とする。

2 契約に関する条件

(1) 契約条件

別紙2「電力供給契約書(案)」及び「仕様書(詳細版)」のとおり。

電力供給契約書(案)第3条第2項に基づく確認については、乙の県内への年間供給電力量が、甲から受電した年間電力量を上回っているかを確認するものとする。

なお、運用方法等を記載している「仕様書(詳細版)」は、参加資格が認められた者にのみ開示する。

(2) 機密の保持

受注者は、本契約を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本契約を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報の保護等に関する条例(令和4年岩手県条例第49号)を遵守しなければならない。

(4) その他

本契約の履行に当たり、この仕様書に記載のない事項、又はこの仕様書により難しい事項が生じた場合は、速やかに企業局と協議を行うこと。

(別紙1) 対象発電所の概要

発電所名	滝発電所
所在地	久慈市小久慈町
発電形式	ダム式
最大出力	450kW
発電所運用に係る一般制約事項	ダム水位運用に係る制約あり

(別紙2)

電力供給契約書(案)

令和6年度・令和7年度・令和8年度

滝発電所

電力供給契約書

岩手県（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）とは、電力の供給について次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 電気事業の使命と公営企業の趣旨にかんがみ、電力供給の責任体制を確立し、公共の福祉に資するため、甲と乙は電力の供給に関してこの契約を締結する。

（供給電力）

第2条 甲は、滝発電所の発生電力から所内電力を除く全量を乙に供給し、乙はこれを受電するものとする。

- 2 滝発電所の最大出力及び常時出力は、別表1のとおりとする。
- 3 供給地点の最大電力は、別表2のとおりとする。

（電力供給条件）

第3条 乙は、契約供給期間において、甲から受電した電力を岩手県内へ全量供給するものとする。

- 2 前項の確認のため、乙は、甲から指示があった時又は前項の規定による電力の供給が困難と見込まれる状況となった時は、次の書類を甲に対し提出するものとする。
 - (1) 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第2条に規定する発受電月報
 - (2) その他甲が指示する書類
- 3 滝発電所から供給する電力には、非化石価値等の付加価値（以下「非化石価値」という。）を含むものとするが、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号。以下「エネルギー供給構造高度化法」という。）等の非化石価値に関する法令等に改正があった場合には、甲乙協議するものとする。
- 4 甲は、滝発電所から供給する電力量について、エネルギー供給構造高度化法に基づく非化石電源に係る認定を国（国の委託先機関を含む。）から受けるものとし、認定後、非化石価値を乙へ移転させるために必要となる諸手続きを実施するものとする。

（供給地点、電気方式、周波数、電圧及び力率）

第4条 供給地点、電気方式、周波数、電圧及び力率は、別表3のとおりとする。

- 2 甲及び乙は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第9条第1項の規定に基づき一般送配電事業者が定めた託送供給等約款に基づく契約（以下

「託送供給契約」という。)のもと、周波数、電圧及び力率を正常な値に保つとともに、電力供給を円滑に行うため常に誠意をもって互いに協力するものとする。

(送電時間)

第5条 甲は、原則として、毎日24時間送電する。ただし、甲は発電所の点検又は手入を要する場合に、あらかじめ乙と協議の上、電力の全部又は一部の供給を休止することができるものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、保安上やむを得ない事由がある場合には、乙と協議することなく電力の全部又は一部の供給を休止することができるものとする。この場合、甲は、休止後速やかにその旨を乙に通知するとともに、早期復旧に努めるものとする。

(送電上の責任分界点)

第6条 送電上の責任分界点は、別表4のとおりとする。

(発電所の運転)

第7条 電力の供給に関する運用については、甲乙協議して定めるものとし、運用覚書を乙が作成する。

(供給電力の通告)

第8条 甲は、当日の発電パターン及び1日の供給可能電力量の予測値(以下「発電見込み」という。)を前日の午前●時までに乙に通知する。発電見込みの通知方法については、甲乙協議の上、別に定める。

2 甲は、乙に事前に通知のうえ、発電放流に関連する各種イベントの実施や電力逼迫に伴うピークシフトなど社会的要請を受けて、発電パターンを調整することがある。

3 甲は、乙の都合による発電パターンの変更及び電力量の調整は行わないものとする。

4 甲は、次の事由により発電を停止又は制限できるものとする。また、このことにより発電見込みの通知以降においても、発電パターンを変更することがある。この場合、発電見込みの変更を乙に速やかに通知するものとする。

(1) 発電所施設や設備の故障、取水設備への塵芥付着等

(2) 貯水池や取水設備に流入する自然河川の流量変動への対応

(3) 農業用水やダム水位の運用への対応

(4) 送電線、配電線の停止等に起因する一般送配電事業者の給電指令機関からの連絡等による出力変更

(5) 河川内事故の発生など、警察機関、消防機関、水防機関、河川管理者等の要請に起因する発電放流及びダム放流の変更

(6) ダム管理者や土地改良区等が管理する設備の故障又は点検等

- (7) 一般送配電事業者の指示等に基づく発電所又は送電線の停止
- (8) その他保安上の必要がある場合

(基準電力量)

第9条 基準電力量（月別基準電力量及び年間基準電力量）は、別表5のとおりとし、契約供給期間中の供給電力量が基準電力量に比べて増減がある場合であっても、乙は、甲から全量受電するものとする。

(月間供給電力量の計量)

第10条 月間供給電力量の計量は、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従った電力量計（取引用電力量計その他計量に必要な付属装置及び区分装置をいう。以下同じ。）により行うものとする。

- 2 電力量計の検針については、一般送配電事業者が定める託送供給等約款のもと、甲乙協議して決定するものとする。
- 3 電力量計に故障を生じたとき、その故障時間内における月間供給電力量の算定は、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

(料 金)

第11条 乙が甲に支払う毎月の料金は、次の電力量料金（非化石価値を含む。）とする。

(1) 電力量料金

電力量料金は、前条の規定により算定された月間供給電力量に次の契約単価を乗じて得た金額とし1円未満は切り捨てるものとする。

契約単価 (1キロワット時につき)	金 ●●.●●●円 (うち消費税及び地方消費税相当額●.●●●円)
----------------------	--------------------------------------

(料金の支払)

第12条 甲及び乙は、毎月の月初に前月分の月間供給電力量及び料金算定上必要な事項を確認するものとする。

- 2 甲は、前条の規定により算定された料金を乙に請求し、乙は請求を受けた日から15日以内（15日目が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日まで）に甲に支払うものとする。
- 3 乙は、前項所定の期日までに料金を支払わなかったときは、前項の規定による請求を受けた日から16日目以降の延滞日数に応じ、料金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した延滞利息を、甲に支払うものとする。

(容量市場の取扱い)

第 13 条 甲が、電力広域的運営推進機関が運営する容量市場（以下「容量市場」という。）に参加している場合は、甲が容量市場から受け取る容量確保契約金額については、この契約による収入との精算を行わないものとする。

2 乙の責により容量市場の計画停止及び計画外停止が発生した場合、その容量市場の経済的ペナルティは、乙が負担するものとする。その算定については、甲乙協議の上決定するものとする。

(記 録)

第 14 条 甲及び乙は、電力供給に関する事項を明確に記録し、それぞれの要求によりその写しを相手方に送付するものとする。

(電気工作物の調査)

第 15 条 甲及び乙は、この契約に基づく電力供給に直接関係のある電気工作物に対し、相手方から調査の要求があった場合は、相互にその調査に応ずるものとする。

(電力供給開始期日)

第 16 条 この契約による電力供給開始日は、令和 6 年 4 月 1 日とする。

(契約有効期間)

第 17 条 この契約の有効期間は、電力供給開始日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(供給条件の変更)

第 18 条 甲又は乙は、経済情勢若しくは設備上著しい状況の変化が生じ、又はこの契約により難い事情が生じ、この料金又は供給条件を継続することが適当でないとき認めるときは、甲乙協議の上これを変更することができるものとする。

2 天災地変など予想し得ない事態発生のため長期間にわたって供給電力量が著しく減少し、又は送電不能となった場合は、別途甲乙協議の上、料金その他の契約内容を変更することができるものとする。

3 電力・ガス取引監視等委員会(電気事業法第 66 条の 2 の規定により経済産業省に設置)の制度設計専門会合において検討されている発電側課金が契約期間内に導入された場合は、同時に国が示すこととしているガイドライン等に基づき、別途甲乙協議の上、料金その他の契約内容を変更するものとする。

4 法改正等により、契約条項変更の必要が生じた場合は、甲乙誠意を持って速やかに協議を行うものとする。

(契約の承継)

第 19 条 乙は、第三者に対しこの契約に基づく権利又は義務を譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲にあらかじめ文書によりその旨を通知し、書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約の保証)

第 20 条 乙は、契約保証金を、この契約締結と同時に、甲に納付するものとする。ただし、企業局契約規程（平成 6 年岩手県企業局管理規程第 14 号）第 22 条の規定により契約保証金を免除された場合は、この限りではない。

2 前項の保証に係る契約保証金の額は、契約単価の額に契約有効期間の基準電力量を乗じた金額の 10 分の 1 以上とする。

契約保証金	金 ●, ●●●, ●●●● 円
-------	------------------

3 甲は、乙がこの契約による債務の履行を完了したときは、速やかに契約保証金を還付するものとする。

4 契約保証金には、利子は付さないものとする。

(託送供給契約)

第 21 条 乙は、託送供給契約が必要となる場合は、乙の負担で一般送配電事業者と託送供給契約を遅延なく締結するものとし、締結した託送供給契約書のうち別途甲が指定する部分の写しを甲に提出するものとする。

(インバランス料金)

第 22 条 計画した供給電力と実際の供給電力の差分（以下「インバランス」という。）を、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成 28 年経済産業省令第 22 号）第 27 条の規定に基づき算定した結果、インバランスに係る料金（以下「インバランス料金」という。）が発生した場合においても、甲は関与しないものとする。

2 乙は、甲の原因によるインバランス料金が発生した場合においても、甲に対して金銭及び発電量等の請求を一切行うことはできないものとする。

(費用の負担)

第 23 条 乙は、甲の施設内に必要な計量器、通信装置その他付属装置（以下「通信装置等」という。）を設置し又は変更する必要がある場合は、乙の負担でこれを行うものとする。なお、設置場所及び時期並びに責任分界点等については、甲乙協議の上決定するものとする。

2 乙は、設置した通信装置等を契約期間満了後又は必要がなくなった場合は、乙の負担でこれを速やかに撤去し、原状回復を行うものとする。

(契約の解除)

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他の倒産関連法規に基づく手続（以下、総称して「倒産手続」という。）開始の申立て又は解散の決議を行ったとき。
- (2) 電気事業法第2条の9の規定により小売電気事業者の登録が取り消されたとき、又は取り消される見込みがあると甲が認めるとき。
- (3) その他この契約等若しくはこの契約等に基づく取引又はこれらに関する乙に係る適用法令の規定に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為をしたとき。
- (5) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 事業を遂行するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

- (6) 支払期日までに料金の支払をせず、その後、督促状により指定された期限までに支

払をしないとき（料金の一部の支払がなかった場合を含む。）、又はその見込みがないと甲が認めるとき。

(7) 料金の支払が支払期日を3回以上遅れたとき、又は2回連続で遅れたとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、この契約条項に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定に基づき甲がこの契約を解除した場合においてその事由が乙の責めに帰すべきときは、乙の納付した契約保証金は甲に帰属するものとする。

3 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

（談合行為に対する措置）

第25条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条の規定により排除措置命令を行い、乙が行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条に規定する出訴期間内に行政訴訟を提訴しないとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条の規定により課徴金納付命令を行い、乙が行政事件訴訟法第14条に規定する出訴期間内に行政訴訟を提起しないとき。

(3) 乙が、公正取引委員会の命令に対し、独占禁止法第77条の規定により行政訴訟を提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。

（損害の責任）

第26条 甲又は乙が、電力の供給に関して、自らの責めに帰すべき事由により、相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を与えた者は、その損害について責任を負うものとする。

2 第24条第1項又は第25条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、甲に生じた損害が納付済みの契約保証金若しくは履行保証保険による保険金支払額又は契約保証金に代わる担保により甲が支払いを受ける額を超える場合においては、その超える分について賠償するものとする。

3 前項の規定により乙が甲に対して賠償する額の算定に当たっては、契約解除日の前日までの料金とその延滞金のほか、甲の逸失利益についても、算定対象とする。

4 前項に規定する逸失利益は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 第 11 条に規定する料金の契約単価（以下「現契約単価」という。）に、契約解除日から契約解除に伴い甲と第三者が締結した新しい契約（以下「新契約」という。）の電力供給開始日の前日までの間の基準電力量を乗じた額
 - (2) 現契約単価と新契約の料金の契約単価（以下「新契約単価」という。）との差額（新契約単価が現契約単価を下回る場合に限る。）に、新契約の供給開始日から第 17 条に規定する契約有効期間が満了するまでの間の滝発電所の供給電力量又は基準電力量のいずれか大きい量に乗じた額
- 5 前各項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
 - 6 甲は、乙が第 24 条第 1 項のいずれかに該当するおそれがある場合には、あらかじめ乙に対して債権保全のための必要な措置を講じさせることができる。

（賠償の予約）

- 第 27 条 乙は、第 25 条の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約単価に契約有効期間の基準電力量を乗じて得た額の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。第 17 条に規定する契約有効期間が満了した後においても同様とする。
- 2 前項の場合において、甲に生じた損害の額が賠償金の額を超えるときは、乙は、その超える金額を甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。
 - 3 乙が、前 2 項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（技術提案書）

- 第 28 条 乙が技術提案書で提案した事項の詳細については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（守秘義務）

- 第 29 条 甲又は乙は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行に当たって知り得た相手方の機密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約の期間終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合は、この限りでない。

（管轄裁判所）

- 第 30 条 この契約に関する訴訟については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判

所とする。

(契約外の事項)

第 31 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の条項について疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、定めるものとする。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

令和●年●月●日

甲 岩手県

電気事業管理者

企業局長

● ● ● ●

乙 ●●●●

●●●●●

● ● ● ●

別表 1

発電所名	最大出力 (キロワット)	常時出力 (キロワット)
滝発電所	450	130

別表 2

供給地点	最大電力 (キロワット)
滝発電所	450

別表 3

名称	供給地点		電気方式	周波数 (ヘルツ)	電圧 (ボルト)	力率 ※ (パーセント)
	所在地	地点				
滝発電所	岩手県久慈市小久慈町第 1地割35番29	滝発電所	交流3相 3線式	50	6,000	98

※ 現状の力率設定値を標記したもの。

別表 4

供給地点	責任分界点
滝発電所	滝発電所の6,000ボルト引出口に施設した甲の気中開閉器の負荷側端子

別表5 基準電力量（令和6年度・令和7年度・令和8年度）

（単位：MWh）

発電所 月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
滝	297	266	199	222	231	223	203	199	197	161	148	250	2,596

滝発電所の電力供給契約

技術提案書等作成要領

令和 5 年 7 月

岩手県企業局

この「技術提案書等作成要領」（以下「作成要領」という。）は、岩手県企業局（以下「企業局」という。）が実施する「滝発電所の電力供給契約」（以下「本契約」という。）に関して、プロポーザルの参加資格が認められた者（以下「参加者」という。）が、技術提案書等を作成するために必要な事項を定めるものである。

1 技術提案書等

参加者は、資料1「プロポーザル実施要領」及び資料2「仕様書等」の趣旨等を踏まえ、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類

- | | | |
|---|--------------|---------------------|
| ア | 技術提案書表紙 | 様式3-1 |
| イ | 会社概要 | 様式3-2 |
| ウ | 技術提案書 | 様式3-3 (1/3、2/3、3/3) |
| エ | 技術提案書への添付資料 | 様式任意 |
| オ | 技術提案に関する詳細資料 | 様式任意 |

(2) 技術提案書等の記載内容及び留意事項

ア 技術提案書表紙

- ・ 代表者押印の上、技術提案書の鏡表紙として提出すること。
- ・ 共同提案グループ（以下「グループ」という。）にあっては、参加者欄はグループ代表者から順に記載・押印すること。

イ 会社概要

- ・ 技術提案書提出日現在の実態について、様式に記載されている事項に漏れのないように記載すること。
- ・ 「受注した場合の営業拠点」の従業員数については、派遣労働者及び短時間労働者等の非常勤従業員を除いた対応部署従業員数を記載すること。
- ・ グループにあっては、構成員ごとに、電力供給契約における役割（代表者と非代表者の別及び企業局から受電する電力の割合）を記載の上作成すること。

ウ 技術提案書

① 契約単価

- ・ 小数点以下第2位までとし、消費税及び地方消費税相当額抜きの単価を記載すること。
- ・ 契約単価（非化石価値を含む。）については、企業局が設定する最低単価（非公表）を下回った場合は失格とする。

【料金の定義】（電力供給契約書（案）より引用）

第11条 乙が甲に支払う毎月の料金は、次の電力量料金（非化石価値を含む。）とする。

(1) 電力量料金

電力量料金は、第10条の規定により算定された月間供給電力量に次の契約単価を乗じて得た金額とし1円未満は切り捨てるものとする。

契約単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

② 県の施策推進に寄与する取組の提案

- いわて県民計画（2019～2028）や企業局施設のCO₂フリー化などの県の施策推進に寄与する取組の提案の有無を記載し、提案がある場合は、対象者や内容を具体的に示し、その効果を評価しやすいように別途資料を提出すること。
→「技術提案に関する詳細資料1」（有の場合は必須）

【参考1】 いわて県民計画（2019～2028）「長期ビジョン」・「第1期アクションプラン」
<https://www.pref.iwate.jp/kensei/seisaku/suishin/1018014/index.html>

【参考2】 企業局の再生可能エネルギー電源による電力プラン（いわゆるCO₂フリーの電力プラン）の創設など、2050年温室効果ガス排出量の実質ゼロに資する取組

【参考3】 平成30～令和5年度の取組実績「いわて復興パワー」

1 趣旨

「震災復興」及び「ふるさと振興」に寄与するため、岩手県企業局と東北電力株式会社が連携し、県内企業等を対象とした割安な価格での電力供給を行うとともに、岩手県の震災復興・ふるさと振興関連施策を財政的に支援し、これらを一体的に進めることにより、地域の発展等に貢献しようとするもの

2 割安な価格での電力供給の概要

震災復興・ふるさと振興に関する補助金の交付や認定・認証を受けた企業等を対象として、電力量料金の6%を割引

（企業局から東北電力に供給する年間約5億kWhの電力量を対象として実施）

③ 企業局のPR（広報の提案）

- 企業局の再生可能エネルギーを活用している旨の広報を実施するかについて記載し、実施する場合は、内容を別途提出すること。→「技術提案に関する詳細資料2」（有の場合は必須）

④ 経営状況

- 契約期間を通じて年間基準電力量を超える岩手県内における電灯電力等需要への供給計画を有することが分かる資料を別途添付すること。→「技術提案に関する添付資料1」（必須）
 - 電気事業法第29条第1項の規定により経済産業大臣に届け出た直近の供給計画
 - 当該供給計画に記載した需要の内容についての説明資料
- 過去3年分の決算の状況が分かる資料を別途添付すること。→「技術提案に関する添付資料2」（必須）
 - 財務諸表（損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書）
 - 税務署へ提出した税務申告書
 - （上場している事業者の場合）有価証券報告書 など
- 登記事項証明書を別途添付すること。→「技術提案に関する添付資料3」（必須）

⑤ 資金力

- ・ 当座資産が十分にあり、契約期間中に資金不足を起こすおそれがないことを別途資料により提出すること。→「技術提案に関する詳細資料3」(必須)
- ⑥ 経営計画の策定
 - ・ 今後の中長期的な経営計画の有無を記載し、計画がある場合は、内容を別途提出すること。→「技術提案に関する詳細資料4」(有の場合は必須)
- ⑦ 電源調達能力
 - ・ 自社電源の有無、電力量、電源の種類、取扱量に対する割合を記載すること。
 - ・ 他の電源調達の状況、調達先、電力量、電源の種類、取扱量に対する割合を記載すること。
- ⑧ インバランス
 - ・ バランシンググループ(発電・小売)の活用の有無、活用しているバランシンググループの概要を記載すること。
 - ・ 昨年度又は直近12ヶ月の余剰インバランス及び不足インバランスの発生状況を月別に整理した資料を別途提出すること。→「技術提案に関する詳細資料5」(必須)
- ⑨ CSR等の取組
 - ・ 岩手県や県内市町村等へ貢献する取組の実績及び今後の予定の有無を記載し、実績及び今後の予定がある場合は、内容を具体的に示し、その効果を評価しやすいように別途提出すること。→「技術提案に関する詳細資料6」(有の場合は必須)
- ⑩ 脱炭素社会の実現に資する取組
 - ・ 「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画(令和5年3月改訂)」における、「温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロ」に資する取組(省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの導入促進や水素の利活用推進、その他森林吸収源対策などの温室効果ガス排出削減に向けた取組)の実績及び今後の予定の有無を記載し、有の場合は、内容を具体的に示し、その効果を評価しやすいように別途提出すること。→「技術提案に関する詳細資料7」(有の場合は必須)

エ 技術提案書への添付資料

[添付資料1] 契約期間を通じて年間基準電力量を超える岩手県内における電灯電力等需要への供給計画を有することが分かる添付資料(④関係、必須)

➢ 電気事業法第29条第1項の規定により経済産業大臣に届け出た直近の供給計画

➢ 当該供給計画に記載した需要の内容についての説明資料

[添付資料2] 過去3年分の決算の状況が分かる添付資料(④関係、必須)

➢ 財務諸表(損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書)

➢ 税務署へ提出した税務申告書

➢ (上場している事業者の場合) 有価証券報告書 など

[添付資料3] 登記簿謄本(④関係、必須)

※ 添付資料は、ページ数に制限はないが、必要最小限度とすること。

オ 技術提案に関する詳細資料

[詳細資料1] 県の施策推進に寄与する取組の提案（②関係、有の場合は必須）

[詳細資料2] 企業局のPRの提案（③関係、有の場合は必須）

[詳細資料3] 資金不足を起こすおそれがないことを説明した詳細資料（⑤関係、必須）

[詳細資料4] 中長期的な経営計画の概要（⑥関係、有の場合は必須）

[詳細資料5] 月別インバランス（余剰及び不足）発生状況（⑧関係、必須）

[詳細資料6] 岩手県や県内市町村等への貢献等実績及び予定（⑨関係、有の場合は必須）

[詳細資料7] 脱炭素社会の実現に向けた取組実績及び予定（⑩関係、有の場合は必須）

※ 詳細資料は、合計で20ページ以下とすること。

(3) 仕様・提出部数等

- ・ 技術提案書等のサイズは、A4判縦とすること。
- ・ 添付資料や図面等、A4判縦とすることが困難なものについては、この限りでない。
- ・ 提出部数は8部（正1部、副7部）とすること。

2 その他留意事項

- (1) 提出する技術提案書等は、参加者1者（グループにあっては、1グループ）につき1提案とする。
- (2) 技術提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回及び再提出は認めない。
- (3) 技術提案書等の作成・提出に係る費用は、選定結果にかかわらず参加者の負担とする。また、提出された技術提案書等は返却しない。

滝発電所の電力供給契約

技術提案書

令和 年 月 日提出

参加者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

担当者 所属部署名

氏 名

電話番号

F A X 番号

E - m a i l

※ グループにあっては、グループ代表者を一番上として、連名で提出してください。（「参加者」欄は必要数追加してグループ構成員全てについて記載・押印してください。）

会社概要

<small>ふりがな</small> 会 社 名		
所 在 地		
設立年月日		
代表者氏名		
資 本 金		
従 業 員 数		
国内営業 拠 点 数		
事 業 内 容		
受注した場合 の営業拠点	営 業 拠 点 名 称	
	営 業 拠 点 所 在 地	
	営 業 拠 点 代 表 者 氏 名	
	営 業 拠 点 従 業 員 数	
電力供給契約に おける役割	(グループの場合、電力供給契約における役割(代表者と非代表者の別及び企業局から受電する電力の割合)を記載し、本様式を構成員全員分提出すること。)	

技術提案書 (1/3)

会社名	
(1) 価格	
① 契約単価	
・ 契約単価 (税抜)	□ □ . □ □ 円/kWh (小数点以下第 2 位まで)
<p>※注意 技術提案書に記載された単価に当該単価の 100 分の 10 に相当する額を加算した単価をもって契約単価とするので、技術提案書は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった希望単価の 110 分の 100 に相当する単価を技術提案書に記載するものとする。</p> <p>※注意 契約単価については、最低単価を設定し、下回った場合は失格とする。</p>	
(2) 地域貢献	
② 県の施策推進に寄与する取組の提案	
・ 提案の有無	[有 ・ 無]
・ 具体的な提案内容	→「技術提案に関する詳細資料 1」(有の場合必須)
③ 企業局の PR (広報の提案)	
・ 提案の有無	[有 ・ 無]
・ 具体的な提案内容	→「技術提案に関する詳細資料 2」(有の場合必須)

※ 共同提案グループにあつては、技術提案書 (1/3) は代表者が、技術提案書 (2/3) 及び技術提案書 (3/3) は構成員全員が提出してください。

技術提案書 (2/3)

会社名	
(3) 経営の確実性	
④ 経営状況	
・ 契約期間を通じて年間基準電力量を超える岩手県内における電灯電力等需要への供給計画を有することが分かる資料	→ 「技術提案に関する添付資料 1」 (必須)
・ 過去 3 年分の決算の状況が分かる資料	→ 「技術提案に関する添付資料 2」 (必須)
・ 登記簿謄本	→ 「技術提案に関する添付資料 3」 (必須)
⑤ 資金力	
・ 当座資産及び資金状況	→ 「技術提案に関する詳細資料 3」 (必須)
⑥ 経営計画の策定	
・ 中長期的経営計画の有無	[有 ・ 無]
・ 経営計画の概要	→ 「技術提案に関する詳細資料 4」 (有の場合必須)
⑦ 電源調達能力	
・ 自社電源の有無	[有 ・ 無]
・ 自社電源の概要	(欄内に記入)
・ 他の電源調達の有無	[有 ・ 無]
・ 他の電源調達の概要	(欄内に記入)

※ 共同提案グループにあつては、技術提案書 (1/3) は代表者が、技術提案書 (2/3) 及び技術提案書 (3/3) は構成員全員が提出してください。

技術提案書 (3/3)

会社名	
⑧ インバランス	
・発電BGの活用の有無	[有 ・ 無]
・小売BGの活用の有無	[有 ・ 無]
・各BGの概要	(欄内に記入)
・インバランス発生状況	→「技術提案に関する詳細資料5」(必須)
(4) その他	
⑨ CSR等の取組	
・取組実績の有無	[有 ・ 無]
・取組予定の有無	[有 ・ 無]
・取組内容	→「技術提案に関する詳細資料6」(有の場合必須)
⑩ 脱炭素社会の実現に資する取組	
・取組実績の有無	[有 ・ 無]
・取組予定の有無	[有 ・ 無]
・取組内容	→「技術提案に関する詳細資料7」(有の場合必須)

※ 共同提案グループにあつては、技術提案書(1/3)は代表者が、技術提案書(2/3)及び技術提案書(3/3)は構成員全員が提出してください。

滝発電所の電力供給契約

プロポーザル審査要領

令和 5 年 7 月
岩手県企業局

この「プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県企業局（以下「企業局」という。）が実施する「滝発電所の電力供給契約」（以下「本契約」という。）に係る契約候補者を選定するために行うプロポーザルの審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本契約に係る契約候補者を選定するために行うプロポーザルの審査は、岩手県企業局電力供給契約候補者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 審査委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された技術提案書等について、審査要領に基づき、審査を行うものとする。

2 審査委員会（プレゼンテーションを含む）の開催期日及び場所

- (1) 審査委員会（プレゼンテーションを含む）の開催期日 令和5年9月13日（水）予定
- (2) 開催場所 未定
 - ※ プレゼンテーションの開始時間及び開催場所については、別途通知する。
 - ※ プレゼンテーションの時間は、1者（共同提案グループにあっては、1グループ。以下同じ。）当たり50分程度（説明20分/質疑応答30分）とする。
 - ※ 価格で失格となった場合、審査の対象外とする。

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された技術提案書等及び参加者による審査委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 審査委員会の委員は、技術提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。共同提案グループにあっては、審査項目(3)及び(4)の各小項目についてはグループ構成員各々について評価し、その平均値（小数点以下第1位を四捨五入し、整数とする）をグループの得点とする。
- (3) (2)の評価・評点の総得点により、順位を付して企業局へ報告するものとする。
なお、総得点が同点の場合は、高い得点を多く得た者を上位者とし、審査委員会において合議の上、順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合でも、審査委員会において技術提案書等に基づく審査を実施し、本契約の候補者にふさわしいか否かを評価し、その旨を企業局に報告するものとする。

4 審査項目等

審査項目、審査の観点及び配点は、別紙のとおり。

【別紙】

1 審査基準及び配点

審査項目 (大項目、小項目)	審査の観点	配点
(1) 価格		30
① 契約単価	・ 1 k W h 当たりの契約単価 (税抜) ※最低単価を設定し、下回った場合は失格とする。	30
(2) 地域貢献		30
② 県の施策推進に 寄与する取組の提 案	・ いわて県民計画など県の施策推進に寄与する取組であるか ・ 企業局施設のCO ₂ フリー化など企業局にとってメリットのある提案であるか ・ 提案内容及び効果が具体的であるか	10
	・ 県内事業者や県民にとってメリットのある提案であるか ・ 県内事業者や県民のニーズに合った取組となっているか	10
③ 企業局のPR (広 報の提案)	・ 企業局から購入した電力を活用する旨の広報を実施するか ・ 企業局のイメージアップや理解促進につながる提案内容となっているか。	10
(3) 経営の確実性		30
④ 経営状況	・ 企業局で購入した電力を十分賄うことができる県内需要への供給計画があるか ・ 経営状況は健全か	10
⑤ 資金力	・ 当座資産は十分にあるか ・ 契約期間内に資金不足を起こすおそれはないか ・ 支払能力は十分にあるか	5
⑥ 経営計画の策定	・ 経営計画があるか ・ 経営計画は、中長期的な視点に立っているか ・ 経営計画は、経営状況や資金力に見合う内容となっているか	5
⑦ 電源調達能力	・ 自社電源を所有しているか ・ 自社電源は調整能力のある電源であるか ・ ベースロードとなる電源を確保しているか ・ 需要の変化に対応できる電源を確保しているか	5
⑧ インバランス	・ 発電バランシンググループを活用しているか ・ 小売バランシンググループを活用しているか ・ インバランスが発生し難い経営を行っているか ・ 余剰又は不足に偏ったインバランスが発生していないか	5
(4) その他		10
⑨ CSR等の取組	・ 岩手県や県内市町村等へ貢献する取組の実績があるか ・ 地域のニーズに合った取組となっているか ・ 県民等から評価を得ている取組であるか ・ 今後、取組を実施する予定があるか	5
⑩ 脱炭素社会の実 現に資する取組	・ 2050年温室効果ガス排出量の実質ゼロに資する取組の実績があるか ・ 今後、取組を実施する予定があるか	5
合 計		100

2 評価点

(1) 「①契約単価」の評価点

次のとおり評価する。

なお、Aは、最低単価以上の単価を前提に、電力市場価格等を参考として、審査委員会で決定する。

ア (最低単価) > (契約単価) の場合

失格とする。

イ (最低単価) ≤ (契約単価) < (予定単価) の場合

評価点 = $10 \times (\text{契約単価} - \text{最低単価}) \div (\text{予定単価} - \text{最低単価})$

※ 評価点は、小数点以下第1位を四捨五入し、整数とする。

※ 最低評価点は0点とする。

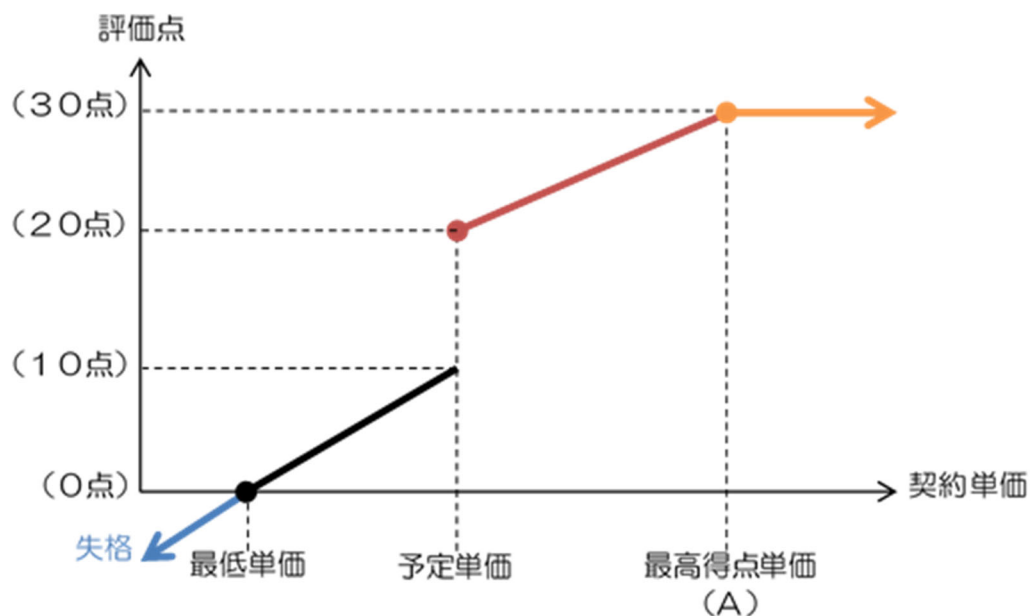
ウ (予定単価) ≤ (契約単価) < (A円) の場合

評価点 = $20 + 10 \times (\text{契約単価} - \text{予定単価}) \div (A - \text{予定単価})$

※ 評価点は、小数点以下第1位を四捨五入し、整数とする。

エ (A円) ≤ (契約単価) の場合

30点とする。



(2) (1) 以外の評価点の目安

評価	特に優れた 提案・実績	十分な 提案・実績	不十分な 提案・実績	提案・実績 なし (説明なし)
配点が5点の小項目	5点	4～3点	2～1点	0点
配点が10点の小項目	10～9点	8～5点	4～1点	0点

(3) 失格基準

合計点が40点未満で、かつ0点の小項目がある場合、失格とする。